

## 持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言（骨子）

## 我々の起源から将来へ（以下括弧内はパラ番号）

持続可能な開発へのコミットメントを再確認し、我々の子供たち等に対する責任を、実施計画とこの宣言を通じて宣する（1及び6）。

## ストックホルムからリオ・デ・ジャネイロを経てヨハネスブルグへ

30年前のストックホルム、10年前のリオを経て、ヨハネスブルグでも地球のすべての人々の間でグローバルな合意とパートナーシップを達成することに向けて相当の前進があった（8～10）。

## 我々が直面する挑戦

1. 生産消費形態の変更及び天然資源の保護・管理が不可欠な条件である（11）。
2. 貧富の差、先進国と開発途上国の格差は主要な脅威である（12）。
3. 生物多様性の損失、漁業資源の悪化、砂漠化、地球温暖化、自然災害、大気、水及び海洋汚染等、地球環境は依然として被害を蒙っている（13）。
4. グローバリゼーションにより新たな挑戦及び可能性もたらされているが、その利益とコストの配分は不均一であり、グローバルな格差が恒常化しないよう、貧困層の生活を根本的に変える方向で行動する必要がある（14及び15）。

## 持続可能な開発に向けた我々のコミットメント

1. 人類の多様性を活用し（16）、清浄な水、衛生、適切なシェルター、エネルギー、健康管理、食料安全保障及び生物多様性の保全といった基本的なニーズへのアクセスを増加させ、資金源へのアクセス、市場開放からの恩恵、キャパシティー・ビルディングを確実にし、現代技術の活用、技術移転、人材開発、教育及び訓練を行う（17）。飢餓、栄養失調、占領、紛争、麻薬問題、組織犯罪、汚職、自然災害、不正な武器売買、人身売買、テロ、非寛容、伝染性及び慢性的の病気に優先的に対処する（17.bis）。
2. 女性へ権能付与、女性の解放及び性の平等（18）。
3. 政府開発援助の国際的に合意されたレベルに向けて努力するよう先進国に要請する（20）。
4. より強力な地域のグループや提携の出現を歓迎し支援する（21）。小島嶼開発途上国や最貧国の開発ニーズに対し特別な注意を払う（22）。先住民の役割の重要性を再確認する（22.bis）
5. すべてのメジャーグループとの安定したパートナーシップのために努力する（23）。民間企業が平等で持続可能なコミュニティと社会の進展に貢献し（24）、説明責任を履行する必要がある（26）。雇用機会の増大のための支援を行う（25）。また、あらゆるレベルでガバナンスを強化し改善する（27）。

## 多国間主義に将来がある。

国連憲章、国際法並びに多国間主義の強化に対するコミットメントを再確認し、国連の主導的役割を支持する（29）。持続可能な開発の達成に向けた進捗を定期的にモニターする（30）。

## ことを起こせ！

1. 地球を救い、人類の発展を促進し、世界の繁栄と平和を達成するために、団結し共同で行動することを約束する（32）
2. 実施計画を支持し、そこに含まれる時限目標の達成を促進することを約束する（33）。
3. 持続可能な開発の実現を確実なものとすることを決意したことを厳粛に宣言する（34）。（了）